

大正三年七月

保険業法ヲ実  
東州ニ施行ノ件

外務省

3-0439

0416

第 三 号

大正二年七月三日

大正二年七月三日

地方局長に押

主査 拓殖課長に

内務省 庶務課

大臣に押

次官に

各事務官に

外務大臣に押

次官に

通商局長に

農務局長に

次官に

大正二年七月二十六日 農務省 庶務課

高工局長

外務省 庶務課

司法大臣

次官に

法務局長

請願 案

保険業法ヲ臺灣及関東列

施行ノ件

明治三十二年法律第六十九号 保険業法ハ  
臺灣民事令第一号 第三項ニ基キ 明治四十  
一年臺灣總督府令第一号ヨリ 臺灣ニ

第 三 門  
第 三 類  
第 三 項  
第 三 號

3-0439

0417

第	第
項	門
第	第

大正貳年七月廿四日接受  
 文書課長  
 大正貳年七月廿五日接受  
 通第...課  
 16102  
 外務大臣花押  
 次郎  
 通高島長  
 外務省  
 大正貳年七月廿六日

内務省...  
 長...

外務大臣花押  
 次郎  
 通高島長  
 外務省  
 大正貳年七月廿六日  
 外務省  
 高島長  
 外務省  
 司法大臣  
 次郎  
 法務局長  
 請議案  
 保險業法ヲ臺灣及関東州ニ施行ノ件  
 明治三十三年法律第六十九号保險業法ニ  
 臺灣民事令第一号第二項ニ基キ明治四十  
 一年臺灣總督府令第一号ヲ以テ臺灣ニ

3-0439

0418

適用スルコトヲ指定セラルレ又明治四十五年勅令第  
 二百五十七号令甲乙丙午勅令第百九十九号  
 丁卯午之ヲ關東州ニ適用スルコトナシリ而カモ  
 時ニ在テハ保險業法第百十五條ニ基キテ  
 せらレルハ明治三十二年勅令第百三十九号外  
 國保險會社ニ要スル件第百五條ニ依リ相  
 當額ヲ供託セシムルト右トハ主務官願ニ  
 依リテ以テ何等支障ヲ生セザリシモ大  
 正元年勅令第百七十七号ノ前記第百  
 五條ヲ改正セラルレ外為念社又ハ外人ニシテ  
 保險事業第百九日布ニ於テ條定セシトモ  
 存額ノ供託ヲ要スルコト相成タル結果法  
 令ノ施行地域ヲ異ニスル内地臺灣漢東  
 州ニ於テ各別ニ法定金額ノ供託ヲ要スル  
 コトナリ當業者ノ負担過重ニ及スルコト此  
 際保險業法ノ施行ヲ甚厚ニ要スル所ニ  
 及ビ其手續ヲ共通トシトナシノ外要ヲ認ム  
 テ別表第百九號ヲ提出ス  
 右圖議ヲ請フ

四大陸

内閣總理大臣宛

勅令第 一 號  
係陸奥省之ヲ其陸奥及東奥河之施行ス

附別

本年大正二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 一 號

明治三十三年勅令第百九十九号第百九十九号ノ

次ノ左ノ一ノ追加ス

第百九十九号ノ本年ノ規定スルニ外必要ナ

ル規定ハ農商務大臣ノ其増進ヲ一ノ東部

省ニヨリ定ム

附別

外務省

本年大正二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 一 號

因東部裁判事務取扱令第百九十九号中ノ一係

陸奥省法ヲ削ル

附別

本年大正二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年勅令第百九十九号ノ本年施

行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

友友

急

再出

第17門第  
第9類  
第1項第1

文書課長

大正貳年七月廿六日接覽

淨書  
外務省  
田代

大正

年

月

日起算

同 二年七月廿六日附

送第 七四 號

主管

坂田

査

大正貳年七月廿六日發

外務省 郵政局長 坂田

候信等此より取寄り、格別、件

印紙等三番送附身三十九号候信等此より

印紙等一多郵令中三番五十七号及四号

外務省

三年郵令三十九号及四号より取寄り

候に取寄り、格別、件、格別、件、格別、件

送附身三十九号、格別、件、格別、件、格別、件

郵令三十九号、格別、件、格別、件、格別、件

年より改訂、格別、件、格別、件、格別、件

取人より候信等、格別、件、格別、件、格別、件

候信等、格別、件、格別、件、格別、件

取人より候信等、格別、件、格別、件、格別、件

之亦敢ハ供化ラ要スルコトナリ奉命者ノ見  
担ス聖心失ハルニ付可憐任信奉成ヲ抱  
川ノ事天正迄及テ果敢多シ及ホレ其ノ際ナリ  
於通ノモノトナリ必兼テ御メ有ク地多クナリ  
却テ公事アリ批土スルコト内決シ目下果敢  
御ト松後ホトナリナリナリナリナリ  
之ノ上ニモナリ及電報ニ其ナリナリナリ  
ニ奉命公事ナリナリナリナリ

外務省

此等本邦利益決意上ノ核事金有テ奉  
採集者裁判ナリ御命ナリナリナリ  
案迄ナリ御除シ有ク御命ナリナリ  
不九十四ナリニ廢止スル事ニ  
ナリ左ニ御命ナリナリ目下  
ナリナリナリナリナリ



大臣  
次官  
3  
三八五八  
平

都督府奏  
本省著  
大正二年八月二日  
前九四〇  
右三五五  
民政長官

第四五二号

内地台湾関東州共通ノ保險業法案目  
下所詮議中ノ由右法案送附ヲ請フ

通商  
人事  
會計  
文書  
法

大正二年九月十一日  
第百三十三號

3-0439

0423



